

一般社団法人 群馬県理学療法士協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人群馬県理学療法士協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、理学療法を通じて地域社会の医療・保健・福祉の発展に寄与し、理学療法士の人格・倫理および学術・技能を研鑽するとともに、理学療法の発展普及を図る事を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域社会の医療、保健、福祉の増進に関する事業
- (2) 理学療法の学術、技能、研究の振興に関する事業
- (3) 理学療法の教育、普及、指導に関する事業
- (4) 理学療法に関する情報提供および刊行物発行に関する事業
- (5) 理学療法士の社会的地位向上に関する事業
- (6) 理学療法士相互の親睦に関する事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、群馬県及びその周辺にて行うものとする。

第3章 会員及び社員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の三種とする。

- (1) 正会員 群馬県に勤務（自宅会員の場合は在住）する公益社団法人日本理学療法士協会の会員。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。
- (3) 名誉会員 この法人に多大の功績があった正会員で、理事会の推薦を受け、社員総会の承認を得たもの。

(社員の資格の取得および喪失)

第6条 この法人に代議員 40 名以上、60 名以下をおき、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）の社員とする。

2 代議員を選出するため、ブロックごとに正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を

有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

5 第2項の代議員選挙は、2年に1度、1月から3月の間に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了のときまでとする。ただし、代議員が総会決議取消の訴え、解散の訴え、責任追求の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。

6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。ただし、補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。

7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

8 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了のときまでとする。

9 次の各号の一に該当する場合には、代議員資格を喪失する。

- (1) 会員資格を喪失したとき
- (2) 会員の権利停止となったとき
- (3) 辞任を申し出たとき
- (4) 選挙地区から異動したとき

10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧権）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧権）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧権）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧権）
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧権）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧権）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧権）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧権）

11 代議員には報酬を支払うことができる。

（会員の資格の取得）

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 正会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、その正会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を、定款細則Ⅱ-2に定める期限までに履行しなかったとき。
- (2) 役員全員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、この法人においては解散したとき
- (4) 正会員および名誉会員において、理学療法士の免許を取り消されたとき。
- (5) 県外に勤務（自宅会員については移住）したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

3 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 役員の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)ならびにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時総会として毎年6月に開催する。臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づいて代表

理事が招集する。

2 総会を招集するには、代議員に対し総会の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所、その他法令で定める事項を示して2週間前までに文書をもって通知しなければならない。

3 総代議員の議決権の5分の1以上を有する代議員は、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会長に対して総会招集の請求をすることができる。

4 前項による請求があったときには、会長は請求があった日から6週間以内の日を開催日とする総会招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該総会において出席代議員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

2 前項の規定にかかわらず、総会に出席できない代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出して、他の代議員又は補欠代議員を代理人としてその議決権を代理行使させることができる。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、会長並びに代議員から選出した議事録署名人2名の4名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

理事 10名以上15名以内

監事 2名以内

2 役員を選出するため、代議員による役員選挙を行う。

3 役員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の役員選挙に立候補することができる。

4 第2項の役員選挙において、代議員は他の代議員と等しく役員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、役員を選出することはできない。

5 第2項の役員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし役員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該役員は社員たる地位を失わない。

6 役員が欠けた場合は、補欠選挙を行う。補欠の役員の任期は、任期の満了前に退任した役員の任期の満了する時までとする。

7 補欠の役員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の役員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の役員の補欠の役員として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名

(3) 同一の役員(2以上の役員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の役員)につき2人以上の補欠の役員を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位

8 第6項の補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

9 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての役員の同意がなければ、免除することができない。

10 理事のうち、1名を会長、副会長を3名以内とする。

11 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選出)

第21条 役員は、社員総会の決議によって選出する。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選出する。

3 副会長は、会長が推薦し、理事会の承認を得る。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。なお、会長にあっては、連続して5任期を超えることはできない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠選挙で選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務

務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び相談役)

第27条 この法人は、若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会において選任し、任期は役員に準ずる。ただし、再任を妨げない。

(1) 顧問は、有識者等会員以外から選任するものとし、会長の求めに応じて本会の運営に助言し、関係する会議に出席して意見を述べる事が出来る。

(2) 相談役は、会員の中から選ぶものとし、会長の諮問に応え、本会の運営に協力する。

3 顧問及び相談役について、その他必要事項は、これを別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長の解職

(4) 業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 学 会

(機関の名称及び目的)

第33条 本会に群馬県理学療法士学会（以下、学会という）を置く。

2 学会は、理学療法に関する学術・技術の研究並びにこれに関する事業を行う。

(細則)

第34条 学会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産の管理・運用)

第36条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得て、全会員に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第39条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において代議員の半数であつて、代議員の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

(会計原則)

第40条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に従うものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(会の解散)

第42条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第11章 雑則

(委任)

第45条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めるものを除いて、理事会の決議を経て別に定める。

附則

1. この定款は、平成30年1月29日より一部改正により施行する。
2. この定款は、令和元年6月30日より一部改正により施行する。
3. この定款は、令和6年6月30日より一部改正により施行する。

群馬県理学療法士協会 定款細則

I. 会員に関する項

1. 入会、退会、休会、復会及び異動の手続きは、公益社団法人日本理学療法士協会（以下、「協会」とする）が指定するものとする。
2. 正会員は、特別な事情がある場合、本人の申し出により、1年度を単位として休会することができる。なお、休会期間満了時（3月31日）までに、復会・休会継続・退会の手続きをしなければならない。
3. 賛助会員及び名誉会員については、別に定めた会員規程により取り扱うものとする。
4. 会員の表彰については、別に定めた表彰規程により取り扱うものとする。
5. 会員の慶弔については、別に定めた慶弔金規程により取り扱うものとする。

II. 会計に関する項

1. 本会の会費は、年額 8,000 円とする。協会費は、協会の定款細則による。会費の納入は、当年度入会者を除き前年度の 3 月末日までに納入するものとする。また、納入方法は原則として協会が指定するクレジット決済によるものとする。
2. 賛助会員の会費については、別に定めた規定によるものとする。
3. 名誉会員からは会費を徴収しない。
4. 休会中の会員からは会費を徴収しない。
5. 産休（育休）、シニア会員（当該年度で満 65 歳以上の会員）の本会の会費については、本人の申請により年額 3,000 円とする。協会費は、協会の定めるところによる。

III. 選挙に関する項

1. 選挙を行うため、選挙管理委員をおく。
2. 選挙管理委員は、会員の中より 3 名を互選し構成する。理事、監事、代議員及び該当選挙の立候補者は、選挙管理委員になれない。
3. 選挙管理委員の任期は、2 年とする。
4. 役員の選挙は、定款第 20 条に基づき、別に定める役員選挙規程により実施する。
5. 代議員の選挙は、定款第 6 条第 2 項から第 9 項の各項に基づき、別に定める代議員選挙規程により実施する。
6. その他、選挙に関する手続きについては、選挙管理委員会が各規程に則り管理運営し、滞りなく選挙の実施が行えるよう努める。
7. 選挙管理委員が欠けた場合は、理事会にて選出する。補欠の選挙管理委員の任期は、任期満了前に退任した選挙管理委員の任期の満了する時までとする。

IV. 会議に関する項

（進行）

1. ①議長決定までの進行は、会長が指名したものが当たる。
②議長解任後の進行は、会長が指名したものが当たる。

（議長の責務）

2. ①議長は、議事の整理や会議の統括を行い、議場の秩序を保持するものとする。
②議長は、指示に従わない者を発言停止や議場退席をさせることができる。
③議長は、討論の前に質疑を行わなければならない。討論は反対者、賛成者の順で交互に発言させるように努めなければならない。
④議長は、総会終了後、速やかに書記を解任するものとする。

（定足数）

3. 進行者は出席者が定足数に達したとき、総会の成立を宣言する。

（委任状）

4. ①委任状の締め切りは、総会開始前までとする。
②委任状の送付先は、事務局とする。

（議題）

5. ①総会理事会議案は、代議員に対して総会の 15 日以前までに配布しなければならない。ただし、決算及び予算、会計監査報告を除く。

- ②代議員提案議案は、会議の2ヶ月前までに理事会に提出しなければならない。また、提出された議案について、理事会で内容を諮った上で会議議案とすることとする。会議議案の可否については、議案提出者へ報告することとする。

(動議)

6. ①動議の種類は次の通りとする。

(ア) 修正動議 議題の修正や猶予などを提案するもの。

(イ) 緊急動議 総会の運営に関することを提案するもの。

- ②修正動議は総会3日前までに提出者及び代議員5名以上の賛同者の署名の上で理事会に書面を持って提出しなければならない。

- ③前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。

- ④修正動議が議題となった場合は、原案、修正動議の順に審議する。

- ⑤修正動議を採決する場合には、書面または代理人による議決権を加えないものとし、実出席社員の2分の1以上の賛成があった時に可決とする。

- ⑥修正動議の採決は、原案、修正動議の順に、かつ、修正動議が複数ある場合にはその趣旨が最も原案と異なるものから順に行うものとする。

- ⑦社員は、定款に定める社員総会の決議事項以外の事項であって、総会の運営に関する軽微かつ緊急を要するものについて、緊急動議を提出することができる。

- ⑧前項に定める緊急動議を採決するには、書面または代理人による議決権を加えないものとする。

- ⑨緊急動議の提出があったときは、議長は議題とするか否かについて議場にはかり、実出席社員の2分の1以上の賛成があったときこれを議題とする。ただし、社員の過半数の実出席がなければ議題とできない。

(討議)

7. ①討議には質疑と討論があり、最初に質疑をしなければならない。

- ②発言者は議長の許可を得なければならない。

- ③発言者は発言に先立ち、所属名と氏名を述べなければならない。

(採決)

8. ①採決を行なうときは、議長はその表決しようとする議案の内容と採決方法を明確に告げ、採決を行なう。その際、条件はつけることはできない。

- ②採決は、次の方法の一つとする。

(ア) 拍手

(イ) 挙手

(ウ) 起立

(エ) 無記名投票

(オ) 記名投票

- ③出席者とは、本人出席代議員である。ただし、議長は除く。

- ④採決を挙手及び起立で行なう場合、最初に出席者を数えてから、賛成の決をとり、可否を決定する。

- ⑤採決を行なった場合、議長はその結果を宣言しなければならない。

V. 会務の運営に関する項

1. 会長は、局及び部、ならびに委員会を置き、会務の運営にあたる。

2. 局担当理事は、会長の任命により局を統括する。

3. 部長は局担当理事が推薦し、理事会の承認を得て会長が任命委嘱し、部を統括する。

4. 部員は局担当理事が推薦し、理事会の承認を得て会長が任命委嘱し、各部の業務を行う。

5. 委員長は、会長の任命により委員会を運営する。委員は委員長が選任し、会長が委嘱する。

6. 会長が必要と認めるときは、理事会の承認を得て特別委員会を設置または解散することができる。

7. 特別委員会の委員長は、会長の任命により特別委員会を運営する。委員は委員長が選任し、会長が委嘱する。

8. 会長が必要と認めるときは、部長および委員長は、理事会で意見を述べることができる。

9. 選挙管理委員会については別に定める。

10. 各局、部、委員会の分掌規程は別に定める。

VI. 代議員に関する項

1. 代議員は、定款第6条第2項から第9項の各項に基づき、別に定める代議員選挙規程によりブロックごとに選出する。

2. 各ブロックの代議員数は、定款第6条第2項の数になるように、理事会にて定める。

3. 代議員は、総会に提出された議題を討議し、決議することができる。
4. 代議員を兼ねることができないのは、以下に記す会員とする。
 - ① 役員
 - ② 選挙管理委員
 - ③ 総務部長
 - ④ 総務部員

VII. 付則

1. この細則の改廃は、総会の承認を得なければならない。
2. この細則は、平成 8 年 3 月 24 日より一部改正により施行する。
3. この細則は、平成 10 年 3 月 29 日より一部改正により施行する。
4. この細則は、平成 18 年 3 月 12 日より一部改正により施行する。
5. この細則は、平成 19 年 3 月 11 日より一部改正により施行する。
6. この細則は、平成 23 年 3 月 6 日より一部改正により施行する。
7. この細則は、平成 30 年 1 月 29 日より一部改正により施行する。
8. この細則は、平成 30 年 6 月 24 日より一部改正により施行する。
9. この細則は、令和元年 6 月 30 日より一部改正により施行する。
10. この細則は、令和 6 年 6 月 30 日より一部改正により施行する。

